

平成24年度第2回横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会	
日 時	平成25年3月26日（火） 午前9時30分～11時30分
開催場所	関内中央ビル10階 大会議室
出席者 (敬称略)	岡田朋子、金子いずみ、金子恵子、工藤廣雄、小宮山滋、櫻井淳、竹谷康生、 中野しずよ、名和田是彦、宮坂洋子、森本佳樹、山田美智子、山村良一、渡邊富次
欠席者 (敬称略)	大木幸子、坂田信子、関根崇年、長倉真寿美、西村敦子、増田英明
開催形態	公開（傍聴者1名）
議 題	<p>報告 (1) 検討会1・2の実施状況について (2) 第3期横浜市地域福祉保健計画・第5次横浜市地域福祉活動報告の策定について（中間報告）</p> <p>議事 素案（案）について (1) 第1章4（1）地域福祉とは何か・保健の視点も取り入れて進める意義 (2) 第1章1（2）横浜市地域福祉保健計画・横浜市地域福祉活動計画と他計画等との関係性について</p> <p>その他報告 (1) 平成24年度横浜市地域福祉保健計画関連事業取組状況 (2) 第2期地区別計画分析の報告について (3) 計画策定スケジュールについて</p>
議 事	<p>1 開会 奥津係長</p> <p>2 報告</p> <p>(1) 検討会1・2の実施状況について 事務局説明【資料1-1、資料1-2参照】 (森本委員長) 今回は検討会ごとに報告書を作成しているが、最終的な報告をつくっていく上では、2つの検討会の内容をうまくまとめた形でお願いします。 (事務局) これから説明する中間報告は、検討会1と2を合わせた形でまとめています。</p> <p>(2) 第3期横浜市地域福祉保健計画・第5次横浜市地域福祉活動報告の策定について（中間報告） 事務局説明【資料2参照】 (森本委員長) 事務局から口頭で説明があった、中間報告に対する区と区社協からの意見はどれももっともなことで、それを全部盛り込むことは大変ではあるが、非常に重要なことが指摘されていると思いました。 (名和田委員) 区の策定推進体制において、地域の活動者が集まって協議する場がなくなった区、継続実施している区、これからつくろうという区があるが、各区の現状とどういう姿が好ましいと考えているのか、聞かせていただきたいと思います。 (事務局) 本日開催している市地域福祉保健計画策定・推進委員会は、附属機関という位置づけをしています。各区で開催または開催予定の地域福祉保健計画の策定・推進委員会に関しては、懇談会という形でこれまでの形を踏襲しつつ、推進に関してのいろいろな委員会や地区別の懇談会も含めて実施するという整理をしています。各区の現状ですが、策定の委員会に関しては、平成28年度からの第3期区計画の策定に向けてこれから立ち上げていくものと思います。委員会という名称ではないかもしれませんが、必ずそういう組織を設けることを各区に依頼しています。</p>

(中野委員)資料2裏面の「2025年に向けたあるべき地域の姿」という記載について、「2025年」という表記では何年後のことかわかりにくいので、わかりやすい表記にしてほしいと思います。

(事務局)普通、役所は平成表記ですが、2025年というのは団塊世代が75歳に到達する年ということで使用しています。わかりやすいように括弧書き等で対応します。

(森本委員長)そういう意味では、あと12年で、余りもう時間がないですね。

(岡田委員)区と区社協からの意見の報告については、言葉で聞くだけでは惜しいので、まとめたものを資料にして提供してほしいと思います。

(事務局)まだ取りまとめができておらず、本日お配りすることができず申しわけありません。取りまとめ後お配りさせていただきます。

(森本委員長)小さな単位になるほどいろいろな分野の問題を1人の人が扱うことになるので、視点が広くなり、男女共同参画、弱者の立場等が出てきていますが、狭義の福祉だけではなく広がった視点を区役所の職員が意識してきている感じがしました。そのため、委員全員が情報を共有できるような形にしてほしいと思います。

3 議事 素案(案)について

(1) 第1章4(1) 地域福祉とは何か・保健の視点も取り入れて進める意義

事務局説明【資料3-1、資料3-2参照】

森本委員長より追加資料『「地域福祉とは何か」「地域福祉の考え方」について』説明

- ・ 「助」の区分を、私は「自助」「互助」「共助」「公助」の4つに分けている。
- ・ 国で言うところの「公助」を「共助」と「公助」と分けている。「共助」は保険、「公助」は税金で行うサービス。介護保険は半分税金が入っているが、基本的な考え方としては社会保険なので、保険料を払っていないとペナルティーがあるが、「公助」はペナルティーなしに無条件に税金で対応するものなので、それをまとめて「公助」と言うのは保険の本質を見失う恐れがある。
- ・ 「地域福祉とは何か」を伝えるためのキーワード候補が資料に記載されているが、これは施策を立てる側の分け方で、暮らしをしている一人一人はこういうふうに見ているわけではない。
- ・ 日々の暮らしで発生する「困りごと」を解決するための取組は、いろいろな分野にまたがっていたり、制度的な部分だけでは解決しないことがある。典型的なのは、こどもが学校に行かない、虐待されている、親が精神や知的障害を持っていて、さらに要介護の人がいて、全体で1つの世帯になっているようなケースが支援する側からみると支援困難事例となる。暮らしをしている人から見れば「困りごと」は分野ごとにぶつ切りにされるものではなく、全部まとめて「困った」という話なので、それを解決するのは複数のセクションにまたがらざるを得ない。そのことを生活としてどう見るかということがまず認識として必要である。
- ・ 「困りごと」は、住んでいるところで解決されるべきである。今までの満足していた暮らしが、何か起こったことでうまくいかなかった場合、その人だけ施設に入れればよいという解決策ではないはずであり、できるだけもとの状態の住んでいるところで解決することが必要なのだと思う。
- ・ 地域福祉というのは、私は社会福祉と分けている。社会福祉は制度的なもので、

教育や保健と並ぶもの。福祉というのは両輪で保健と福祉とあるが、そうではない。英語の「ウェルビーイング」、よい状態であることであり、その中に保健・教育・労働・所得補償・社会福祉等何かも全部入るといふ並びでとらえる必要がある。福祉の位置を1つの施策の社会福祉と見てしまうと、何で社会福祉の中に保健や労働が含まれるのかという縦割りの論理が出てくるので、福祉という言葉を取り払ってもよいと考えている。地域でよりよく暮らすことが福祉で、その中にいろいろな施策が入ってくると考えている。

- ・ 住んでいるところでのよりよい暮らし方やよい状態をつくるという総体の取組を地域福祉と考えている。それを実行していくときに、「自助」「互助」「共助」「公助」があり、それがバランスよく動いている状態をどうやって作り出すかが大切である。ところが、単身世帯・ひとり親世帯・夫婦のみ世帯等、自助力が落ちてきている世帯が増加しており、それぞれの結びつき、地域の結びつきも落ちてきているので、自助力と互助力が弱るほど、何かあったらいきなり「共助」や「公助」になってしまう。しかも「共助」に保険料を払っていないといきなり「公助」に行ってしまうが、人口減少、若い世代の減少、税収も伸びない中で、「公助」が全部やれるという話にはならない。そのため、バランスの変化を先取りしてどう持っていくべきかが非常に重要で、その中で「互助」がまだ伸びる余地があるはずだととらえるのが、地域福祉保健計画の中で「互助」を強く位置づける意味だと思っている。
- ・ 「互助」が住民の中でまだ発揮できる、あるいは落ちてきたものをもう一回戻すというような形として解決の主体に登場していく。それは専門職としてではなく、地域の人たちで「互助」していくことがこれからは求められていく。
- ・ まとめると、「自助」「互助」「共助」「公助」をバランスよく組み合わせるためには、これまで分野別・対象別に扱ってきた「困りごと」を地域で再統合するという視点でどうやって行っていくかということが地域福祉の実践になる。そのためには情報をつなげるために「ネットワーク化」「システム化」が必要になってくる。
- ・ 2～3年前の本委員会で個人情報の検討を行ったが、守秘義務を持っていないような人たちがネットワークに入ってくるので、どう意識しつつ、それぞれの個人情報を有効に使うかということがキーになってくるだろうと思っている。

(森本委員長) 「地域福祉とは何か」を伝えるためのキーワードの抽出と、「保健の視点も取り入れて進める意義の加筆、この2つについてご意見をいただきたいと思います。計画に載せるときは、さきほど説明した「自助」「互助」「共助」「公助」というのも、「自助」「共助」「公助」にして構いません。ただし、考え方としては分けないと、「介護保険も福祉だ」というような話になってしまうので、そうではないということです。

(竹谷委員) 資料3-2に「公的機関三者」という言葉で行政・社協・地域ケアプラザと書かれていますが、地域ケアプラザというのは何を指しているのでしょうか。設備なのか、その仕組みなのか、人なのか。

(事務局) 設備・仕組み・人すべてを指しています。地域福祉保健の拠点として明確に位置づけられていますので、地域の中核的な施設であり、支援機関です。区役所、区社協というのは区域で、地域・中学校区単位での支援機関、連合町内会等を含めた支援をしていく中核が地域ケアプラザという役割分担になっています。

(竹谷委員) 地域ケアプラザは、後から使い勝手のよい非常に便利なものとして出てきた

ので、地域の中の位置づけがはっきりしていないわけです。先般、大変失礼に思うのですが、地区社協は要らないのではないかと申し上げた根拠はここにありまして、個人的な独断と偏見で申し上げると、地区社協がうまく機能しないからもう少し使い勝手のよい、地域ケアプラザという施設を持ってきて、置き換えて使うという現状になっています。区社協はまた別なのです。地区社協と地域ケアプラザの一番大きな違いは、実力が地域ケアプラザのほうがずっと上ということです。その原因は、地域ケアプラザの職員は給料をもらって働いていますが、地区社協はボランティアの人だけです。これは力が全然違うので、この状態で放っておくと現場ではやりにくい。1つの例として、支え合い連絡会はだれが責任者かということが常に問題になっていて、地区社協の会長か、地域ケアプラザの所長か、それとも地元の連合町内会の人か、よい取組なのに混乱を生じています。地域ケアプラザは総合的なものだと思いますが、ここは利用施設というイメージと住民にはとられています。実際には立派な活動をしているが、わかりづらいというのが現状です。

(事務局) 地域ケアプラザの位置づけは、事業や活動をしていくことが目的ではなく、区役所も区社協も同じなのですが、支援機関です。地区社協や地域のいろいろな活動がうまくいくように下支えしていく。例えば、支え合い連絡会の中で地域のいろいろな活動がうまくいくようにコーディネートするなどの機能があります。地域ケアプラザも区社協も役所も給料をいただいて地域支援を業務として行っているのです、そういう意味でいうと、地区社協と同列ではないのですが、地域の活動がより進むように支援していくことが役割になります。

(山村委員) わかりづらいというのは、私は職員としていろいろなことを聞かれますので、よくわかります。地域ケアプラザという1つのパッケージで見たときに、目立つのはデイサービスです。だからここはデイサービスセンターだという見方をされてしまいます。これは横浜市独自の施設なので、横浜に昔から住んでいる人は何となくわかりますが、外から来た方は100%そう思います。あとはケアマネジャーがいるので、介護保険の施設というイメージが強いのです。ただ、ここで書かれている地域ケアプラザはそこは指しておらず、横浜市独自で置かれている地域活動交流部門があって、コーディネーターがいるという部分を示しています。地域活動のコーディネーターという職種は、多分横浜市だけの職種で、ほかの市町村にはそういう役割の職員はいません。なおかつ平成18年度からは、全国に置かれている地域包括支援センターも、横浜市の場合はすべての地域ケアプラザと一部の特別養護老人ホームに置かれていますが、日本全国では行政機関の中に置かれているところもあります。というように、すごくわかりづらくなっている部分があることは認識しておいていただきたいのですが、地域支援をしていくことが目的で、地域の福祉保健活動の拠点として置かれているということは、既に定義されていることです。

支え合い連絡会の責任者は、例えば地域ケアプラザの所長がその町内に住んでいる人であれば、なれないこともないと思うのですが、基本的には地域ケアプラザも給料をもらっている職員なので、支え合い連絡会という本来の意味を考えると、町の連絡会になります。逆に言うと、私たち職員も自分の町に帰れば、その住民として関わることもありますが、基本的には職員として関わっていくというような区分けができるのではないかと考えています。

(江本課長) 地域ケアプラザと地区社協はどちらかを選択するような対立する概念ではないこと、地区社協が十分活動できないから地域ケアプラザが整備されたというような経緯ではないことを申し上げておきたいと思えます。むしろ地域ケアプラザは地区社協も支援するような機能を与えられている施設として整備されています。地区社協は、地域の中で自治会、民生委員の組織、ボランティアグループなど様々な団体がある中で、地域の中の住民主体の地域福祉を進めていくための一つの主体、一つの母体として組織されている団体であり、住民主体なので給料をもらっている職員もいません。それぞれの地域では、自治会が福祉活動をしていたり、民生委員も福祉活動をしている、保護司もいたり、ボランティアもいたり、もちろん福祉施設もありますが、地区社協というのは、そういった地域の中の福祉関係者を組織化し、ネットワークをつくっていくような機能を持っている組織だと思います。もちろん地区社協自身も事業や活動をしていますので、どちらかという地域に住んでいる方にとっては地区社協が行っている事業や活動のほうが見えやすく、活動主体としての地区社協と地域ケアプラザというのは対峙してしまう可能性があるのですが、地区社協は主体となって活動を進めていくというよりは、地域福祉の切り口でさまざまな団体とネットワークをつくっていく組織であると考えており、区社協も区役所も地域ケアプラザも、地区社協がネットワークをつくることを支援する機関であると考えています。

(森本委員長) 第1期計画を検討するときにも、区・区社協・地域ケアプラザの関係をどのように考えるかということは相当議論して、今、言われたような整理の仕方でも進めていくことになったのですが、区社協が地域ケアプラザのコーディネーターと地区社協支援を一緒にどうやったらいいかというところを組み立てていくのがすごく弱いので、わかっている地域ケアプラザのコーディネーターは地区社協を支援するけれども、わかっていないコーディネーターは地区社協とあまり連動しないで動いているということが起きています。そのため、地区社協の役割を説明し広めていく責任は、まずコーディネーターに対し説明をするという意味では区社協にあるのではないかと思います。もしそのことが様々なところで起きているとすれば、もう少し書き込むなり議論するなりしていく必要があると思えます。

(竹谷委員) かつて有名な市民活動者が「活動は事務能力で決まる」と言っていたが、事務的な能力があるところが力を持っているものです。地域ケアプラザには優秀な職員がいて、力を持っています。ボランティア団体、NPO団体等をコントロールしてうまくネットワークをつくれるのは地域ケアプラザで、地区社協は我々のところでは力を持っていません。今行っている活動は地域ケアプラザの中に地区社協、自治会も巻き込んで、見かけ上地域ケアプラザを中心にして活動するように、仲よく動いていますので、先ほどの発言は対立しているように聞こえますが、使い勝手のよいところをどんどん使っていくと、それぞれの役割がわかりにくいということが意見です。

(名和田委員) 事務局が答えたことはすべて竹谷委員はご承知だと思いますが、それにも関わらず先ほどの発言をされたことが衝撃的ですが、私は地域ケアプラザが区社協や区役所とチームを組んで地区社協レベルで策定されている地区別計画の支援をするという姿が第2期計画ででき上がったことは、非常に大きな成果だと思います。地域側が計画を持ったということと、特に地域ケアプラザ、区社協が本来の役割を果たすようになったことが非常に高く評価される成果ですが、第2期計画が進んでいくにつ

れて課題や限界に当たっているということを指摘されたと受けとめています。

今回の事務局案で地区別計画がつけられた姿をさらに進めると表現されていて、ここに非常に重たい意味を我々は込めなければならぬと感じました。できればもう少し竹谷委員の問題意識に沿った重たい言葉を使ってもらおうと思います。確かに地区別計画はできましたし、地域が計画を持ったという面でも、地域ケアプラザ等が支援的な役割を本格的に果たすようになったという点でも、型が確立したという気がするのですが、さらに前進するためにさまざまな課題があるということを竹谷委員が発言されたと思います。福祉活動を主に行っている方が集まってとりあえずつくったという地区も多いと思います。そこをもう1ランクも2ランクもバージョンアップしていく必要が、第3期計画ではあるということだと思っています。

(事務局) 中間評価を行った中で、第2期計画の成果・評価としては、名和田委員がご発言されたとおりです。ただ、18区それぞれのやり方で策定しており、地区別支援チームの立ち上げ方も18区それぞれで、しかも地域もそれぞれという中で、今後もう一歩どうやって進めていくか、またその支援機関の役割をどう明確化していくかということは、第3期の非常に大きな命題であると事務局でも考えています。また、地域づくりを進めるという柱1を一步進めた形で地域課題に取り組むための基盤をつくるということを次の柱に据えながら、今ご指摘があったような内容を書き込んでいく作業を今後進めていきます。またその中で地域ケアプラザ、区社協、区役所が地域の中でどうやって役割分担を行いながら、住民の皆さんにわかりやすく支援の形態を示していくか、また委員の皆様と議論しながら表現していくという形になると思います。

竹谷委員のご指摘は地域の中での本当に大きな課題の一つであると思っていますので、また気がついた点がありましたら、ぜひご意見をいただきたいと思っています。

(森本委員長) 保健の視点が弱いということについて、区からの意見にもあったようですが、保健と福祉が両輪というようなことですから、保健の視点を入れていくということを強調する、その部分について何かご意見があればいかがですか。

(委員) 意見は特になし。

(森本委員長) それでは、議事(1)については、キーワードとしては、資料の1(1)、(2)、あるいは私のほうでお話をさせていただいたところに出てくるようなことが、今後の展開を考えるキーワードということで挙げて、その方向で考えていくということとします。また、これ以外に何かキーワードがあれば出していただくというようなことも含めて、今後ご意見をいただきたいと思っています。2つ目の保健の視点についても、キーワードがあればまた出していただくということとしたいと思っています。

(2) 第1章1(2) 横浜市地域福祉保健計画・横浜市地域福祉活動計画と他計画等との関係性について

事務局説明【資料3-3参照】

(宮坂委員) 関係分野として男女共同参画が入ったのでよかったと思ったのですが、全体の基本的な考え方の中に、例えば将来を見通すと女性の貧困が増えてくる等が入ると思います。男女共同参画という言葉がなくても、きちんと男女共同参画の考え方が入っていれば、それでいいのではないかと思います。母子家庭の問題、女性に対する暴力の問題、虐待、貧困、こども・子育ての問題などが漏れなく入って、みんなが幸せ

に暮らすための役に立つような計画になるようにしていけばよいと思います。特に男女共同参画を前面に出すということは、男女共同参画については市の計画があり、それは全分野を含んでいるので、必要なところ、ここに入れておくことが望ましいというようなところがきちんと入っている形で作成するのがよいと考えています。

(森本委員長) どのところにも貫く基本的なスタンスということで、二次元の絵にすると縦に貫くのは書きにくいので、記載の仕方は工夫してほしいと思います。

(名和田委員) 先ほどの議論から考えると、他の分野との関係性の図は非常に違和感があります。行政の各課がどういう仕事をするかという観点から書くところなと思いますが、地域の側から見るとどうでしょうか。例えば多文化共生は地域福祉的な課題を非常によく含んでいるため、この図を見たら多文化共生活動をしている市民活動の方々は市のスタンスを疑うという話にならないか心配です。それから、先ほどの竹谷委員の発言を突き詰めて考えると、地区社協程度の範囲がもともと町村であったので、住民は役場という事務局を持てるわけです。しかし、横浜市のような巨大自治体ではそうならないので、これから地区別計画を推進していく上では、地区社協からすると事務局が必要となるので、地域ケアプラザあたりが事務局的な機能となるのではないかと思います。そうすると、地域自治というのもまさに地域福祉のシステムそのものではないかということになり、それは役所の側からは非常に迷惑な話で、福祉保健課は福祉保健課の一定の業務があり、それが何なのか確定されないと困ると思うのです。そこは森本先生のおっしゃったように妥協していかなければならないと思うのですが、少なくとも福祉保健の分野別計画との関係性の図は、地域福祉保健計画がさまざまな計画を束ねていく基本的なネットワーク原理、あるいは価値原理として書かれているのに、他分野との関係性の図では各課の業務のようになっているので、誤解を招くのではないかと思います。ただし、役所の中で各局課の仕切りをする上では必要な図かもしれないので、地域の側が違和感を抱くことがないように、この図の位置づけを明確にして使う必要があると思います。

(森本委員長) 最終的には守備範囲を出して濃淡をつけるべきだと思いますが、どういう形がいいのか、私も自分で作っている図でこういう分け方をしたのをペンディングのまま使っていて、そういう意味では難しいです。役所の中向けで、これが全部地域福祉だと言うと、何となく総務課より福祉保健課が偉くなってしまうので、役所の原理の中ではうまくいかない。少し考えていくべきことではあると思います。

それから、まちづくりは、都市計画のような部分もあるし、一般的なソフトの部分もあったりし、そのほか抜けていると思ったのは就労・雇用、環境・リサイクルなども地域に住んでいる人には非常に大きな関心事で、もともと守備範囲には入っているはずなので、そういう活動を入れていくことで整理する必要があると思います。高齢者や障害者は活動ではないので、活動で整理して、役所に行ったら幾つかの課にまたがっているということになってしまうので、地域で行われているもので整理するともう少し整理できるのではないかという感じもします。

(事務局) 確かにこの図は地域福祉保健の視点から広げていくような形で書いていると思いました。地域という主体から見てどうかという視点では書いておらず、関連性をどう表現しようかということで地域福祉保健から関連の深い濃淡の順番で書いたと私自身思っています。いろいろな見方ができるので誤解がないように工夫しなければい

けないと思います。また、対象者を入れているところがあったり、活動を入れているところがあったり、考え方のベースとなる部分が入っていたりということがあるので、もう少し整理して次回までに事務局の中で検討しなければいけないと思います。

(森本委員長) 高齢者だから、こどもや青少年だから課題があるわけではなく、介護も抜けていますし、高齢者で介護が受けられないから課題になっていたり、こどもで普通に教育を受けられないから課題になっているという、クロスの話だと思います。そのため、対象ではなく地域の中で必要とされる活動で整理したほうがよいのではないかと思います。障害、高齢、こどもというだけで地域福祉の対象になるわけではないので、そういう意味では、生活保護も外へ飛び出るかもしれないと思います。

(櫻井委員) 抜けている視点として、1つは、経済ベースというか、働く・仕事をするという視点があると思います。地域経済は重要なファクターで、その視点が少し抜けているという感じがしていました。高齢者でも75歳になっても働いてもいいですし、生きがいという意味では非常に重要なので、コミュニティビジネスもありましたが、そういう視点は計画の中に少し要るかなという感じがします。

また、まちづくりの中でも、地域の範囲の問題として、連合町内会だけでくくっていくとまちづくりの視点がずれてくるという課題があります。例えば、大倉山は地域福祉保健計画では4つ位のブロックに分かれ、地区社協も全部別々にやって、地域ケアプラザは偏ったところにあります。中学校区に1か所ずつ全部あるわけでもなく、圏域と地域ケアプラザの関係の面倒くささというか、コミュニティのばらつきがあることがまちづくりの視点として、都市計画マスタープランを検討するうえで困っています。以前の都市計画マスタープランでは1つにまとめてつくっていたのですが、地域福祉保健計画で4つに分かれたので、それに合わせた方がよいか検討していたりします。

それから、まち普請事業では、テーマで出てきている半分ぐらいは福祉が関連しています。地域の人にとっては都市整備局のまち普請事業と地域福祉保健計画はあまり差がありません。住民にとってみれば同じ視点でいろいろな事業を取り込んでいくという話なので、他の分野との関係性の図が気になっています。

(森本委員長) そういう意味では、役所の中でお互いがどういう進捗状況なのか、共有されるような仕組みも重要であるということです。

(中野委員) 暮らしている人を中心に据えてこの図を書きかえると、興味深いものになるのではないかと期待しています。環境・リサイクルに関係するかもしれないのですが、景観も含めてほしいと思います。被災地支援を行っているのですが、あるべきはずだったものがすっかりなくなり景観が消えてしまっているのです。景観にはよいも悪いもあると思うのですが、なじみの町という意味ではなくなったときの喪失感がとても大きいと感じています。道路のどの角を曲がるという目印さえ、今、無意識にしているものがそれもなく、縁石しかないのでどこで曲がっていいかわからない、暗かったら乗り上げてしまうなどという崩壊してしまった景観を見るにつけ、当たり前に見ているこの町の景観もすごく大切なのだなとありがたみを感じているところです。

(森本委員長) 各委員の活動の中でこの中に入り切らないようなことがあれば、また申し出ていただければと思います。

	<p>4 その他報告</p> <p>(1) 平成24年度横浜市地域福祉保健計画関連事業取組状況</p> <p>(2) 第2期地区別計画分析の報告について</p> <p>(3) 計画策定スケジュールについて</p> <p>事務局説明【資料4-1、資料4-2、資料5、資料6参照】</p> <p>(森本委員長) 国が生活支援戦略を出して、ひきこもり・ニートの数値の推定をしていて、15～40歳までの5年刻みで、各世代に2%前後いるという数値が出ています。本来なら税金を払わなければいけない世代の人が払っていないということが一方であり、親の収入や年金に頼って暮らしています。本人は無年金者になる可能性があり、無収入になって親が亡くなった後どうなっていくのかなど、内閣府などが青少年のニートやひきこもりの育て上げということにすごく力を入れて検討が始められています。高齢者の見守りという話だけではなく、地域の中で引きこもっていたり、地域社会でコンタクトがとれていないという人も結構な数いるので、計画の対象に入れるかどうか、そういう人への働きかけ、引っ張り出しなどもどこかで考えなければいけないのではないかと思います。他都市でも結構出てきていて、具体的には難しいですが、少し考えなければいけないのではないかと思いますという指摘をしておきます。</p> <p>5 閉会 深川福祉保健課長</p>
<p>資料 ・ 特記事項</p>	<p>資料1-1 検討会①「2025年の地域の姿に向けた地域支援のあり方検討会」実施状況</p> <p>資料1-2 検討会②「幅広い市民参加により地域福祉保健の取組を広げるための検討会」実施状況</p> <p>資料2 第3期横浜市地域福祉保健計画・第5次横浜市地域福祉活動計画の策定について（中間報告）</p> <p>資料3-1 H25年2月現在 中間報告（素案の原案）目次</p> <p>資料3-2 「地域福祉とは何か・保健の視点も取り入れて進める意義」の記載内容について</p> <p>資料3-3 横浜市地域福祉保健計画・横浜市地域福祉活動計画と他計画等との関係性について</p> <p>資料4-1 平成24年度 横浜市地域福祉保健計画 関連事業取組状況</p> <p>資料4-2 災害時要援護者対策について</p> <p>資料5 横浜市地域福祉保健計画策定スケジュール（案）</p> <p>資料6 第2期区計画の地区別計画の分析に関する報告について（概要）</p> <p>追加資料 「地域福祉とは何か」「地域福祉の考え方」について</p>